

## 都市再生緊急整備地域検討協議会開催要綱

(開催)

第1条 都市再生緊急整備地域の候補となる地域として公表した「広島紙屋町・八丁堀地域」において、都市再生緊急整備地域制度を活用することを目的に、関係者による十分な意見交換を行うため、都市再生緊急整備地域検討協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(意見交換)

第2条 協議会では、次に掲げる事項について、意見交換を行う。

- (1) 都市再生緊急整備地域として政令指定すべきエリア(素案)の特定に関する事
- (2) 都市再生の目標・方針となる地域整備方針(素案)の作成に関する事
- (3) その他都市再生の質の向上と民間投資の呼び込みに必要な事項に関する事

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体及び関係機関に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(座長)

第4条 協議会に、委員の互選により座長一人を置く。

- 2 座長は、協議会を進行する。
- 3 座長に事故があるときは、出席者のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 協議会は、非公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは公開とすることができる。
- 3 協議会において、市長は、必要に応じて、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、都市整備局都市機能調整部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、都市整備局長が定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年3月7日から施行する。
- 2 この要綱は、協議会としての役割を終えた日にその効力を失う。